

資料編

1 環境に関する統計データ

大気

■ 一般環境大気測定局（高花）

項目	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準
二酸化窒素 【日平均値の年間98%値】	0.033	0.032	0.034	0.033	0.035	0.060ppm以下(環境基準) 0.040ppm以下(千葉県環境目標)
二酸化硫黄 【日平均値の2%除外値】	0.014	0.015	0.008	0.006	0.007	0.040ppm以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の2%除外値】	0.082	0.065	0.074	0.066	0.073	0.100mg/m ³ 以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ) 【昼間の1時間値が0.06ppm以上の日数】	85	90	101	60	71	0.06ppm以下
光化学オキシダント (光化学スモッグ)緊急時発令回数	4	15	13	4	3	0.12ppm以上の濃度 となった場合に発令

備考)光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令

(注意報:0.12ppm以上、警報:0.24ppm以上、重大緊急報:0.40ppm以上)

資料:千葉県「平成19年度大気環境常時測定結果」

水質

■ 河川（手賀沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準
亀成川 (亀成橋) 【B類型】	水素イオン濃度	—	7.63	7.70	7.60	7.70	7.70	6.5~8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.5	2.2	1.6	1.5	1.3	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	7.70	8.30	8.40	9.80	8.6	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	6.0	17.0	11.0	10.0	10.0	25以下
	全窒素	mg/l	2.760	2.720	2.460	3.280	2.180	—
	全りん	mg/l	0.0553	0.0640	0.0850	0.092	0.107	—
弁天川 (中央公民館前)	水素イオン濃度	—	8.23	8.60	8.50	8.70	8.50	※6.5~8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	3.8	5.6	4.8	3.9	4.3	※3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	8.85	11.6	12.1	12.1	8.70	※5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	26.3	24.0	27.0	22.0	35.0	※25以下
	全窒素	mg/l	2.693	2.800	2.300	2.880	2.130	—
	全りん	mg/l	0.1723	0.1560	0.1740	0.1690	0.182	—
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度	—	7.73	7.80	7.80	7.80	7.90	※6.5~8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2.5	2.1	1.3	2.0	2.5	※3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	8.80	8.6	10.0	10.2	9.30	※5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	13.8	12.0	18.0	22.0	35.0	※25以下
	全窒素	mg/l	4.403	4.100	3.890	4.680	3.69	—
	全りん	mg/l	0.0910	0.0690	0.1080	0.1350	0.144	—

※弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値としてB類型の基準と比較した。

資料:生活環境課

■ 河川(印旛沼水系)

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準
神崎川 (大正橋) 【A 類型】	水素イオン濃度	—	7.63	7.60	7.50	7.50	7.70	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.3	2.3	1.3	1.6	1.2	2以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	8.70	8.30	8.10	8.80	8.40	7.5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	23.0	10.0	10.0	11.0	15.0	25 以下
	全窒素	mg/l	1.873	1.640	1.600	1.880	1.610	—
	全りん	mg/l	0.0883	0.0810	0.0900	0.0960	0.108	—
師戸川 (草 深) 【B 類型】	水素イオン濃度	—	7.00	7.10	6.80	6.90	7.00	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	3.4	3.5	4.6	1.5	1.6	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	4.93	6.2	6.0	6.5	5.7	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	10.3	12.0	6.0	13.0	7.0	25 以下
	全窒素	mg/l	3.680	3.930	2.550	2.050	1.830	—
	全りん	mg/l	0.2810	0.1800	0.184	0.132	0.095	—
戸神川 (武西橋)	水素イオン濃度	—	8.30	8.20	8.30	8.00	8.00	※6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2.9	5.9	2.9	2.0	2.0	※2以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	10.03	9.70	9.40	9.10	9.30	※7.5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	12.8	18.0	20.0	13.0	14.0	※25 以下
	全窒素	mg/l	2.363	2.840	1.920	2.860	1.740	—
	全りん	mg/l	0.0848	0.1240	0.1260	0.0830	0.109	—
将監川 (平岡 213-19 付近)	水素イオン濃度	—	将監川の調査は、平成 18 年度より 調査を開始したため、平成 15~17 年のデータはありません。			7.8	7.8	※6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l				7.0	4.3	※3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l				12.3	11.1	※5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l				14	11	※25 以下
	全窒素	mg/l				1.15	1.20	—
	全りん	mg/l				0.158	0.102	—

※戸神川、将監川は類型指定がされていないため、参考値として A 類型の基準と比較した。

資料:生活環境課

■ 湖沼

湖沼名	分析項目	単位	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準
印旛沼	化学的酸素要求量(COD) 【年間75%値】	mg/l	11	10	9.6	10	12	3以下
	全窒素 【年平均値】	mg/l	3.0	3.1	2.9	3.0	2.4	0.4以下
	全りん 【年平均値】	mg/l	0.12	0.13	0.11	0.12	0.14	0.03以下
手賀沼	化学的酸素要求量(COD) 【年間75%値】	mg/l	9.8	10	9.3	9.6	9.7	5以下
	全窒素 【年平均値】	mg/l	2.9	2.9	2.8	2.9	2.5	1以下
	全りん 【年平均値】	mg/l	0.17	0.18	0.17	0.15	0.16	0.1以下

資料:千葉県「平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

地下水汚染

■ 民家井戸

地区	基準超過井戸(本)					汚染確認年度
	汚染確認当初	H16	H17	H18	H19	
浦部地区	3	0	0	0	0	H5
小林地区	1	0	0	0	0	H9

資料:生活環境課

■ 浦部地区地下水汚染浄化対策経年変化

浄化対策用井戸	項目	単位	H15	H16	H17	H18	H19	環境基準
No.4-3 浄化開始 H13年 6月	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.19	0.055	0.030	0.015	0.018	0.01以下
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.063	0.017	0.011	0.004	0.007	0.03以下
	シス1,2ジクロロエチレン	(mg/l)	0.84	0.33	0.17	0.077	0.054	0.04以下
No.1-3 浄化開始 H16年 6月	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.0005未満	0.0005	0.0046	0.0034	0.0020	0.01以下
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.002未満	0.002未満	0.002	0.002未満	0.002未満	0.03以下
	シス1,2ジクロロエチレン	(mg/l)	0.042	0.17	0.14	0.16	0.12	0.04以下
No.2-3 浄化開始 H16年 6月	テトラクロロエチレン	(mg/l)	—	0.021	0.010	0.0060	0.0058	0.01以下
	トリクロロエチレン	(mg/l)	—	0.008	0.003	0.002未満	0.002	0.03以下
	シス1,2ジクロロエチレン	(mg/l)	—	0.38	0.17	0.072	0.048	0.04以下
No.2-4 浄化開始 H16年 6月	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.0068	0.017	0.013	0.0083	0.0081	0.01以下
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.002	0.009	0.007	0.004	0.006	0.03以下
	シス1,2ジクロロエチレン	(mg/l)	0.031	0.085	0.057	0.024	0.020	0.04以下

備考)公定分析結果を記載

資料:生活環境課

地盤沈下

標石 番号	所 在	変動量(mm)				
		H15	H16	H17	H18	H19
10878	大森 3968-1	-10.9	6.7	-4.9	4.1	8.5
10879	大森 3178(道路脇)	-11.5	6.6	-4.9	3.8	9.9
10880	浦部 374-1(駐在所)	-11.6	6.8	-4.7	3.9	9.0
2985	木下 1483(道路脇)	-10.3	7.7	-5.4	3.0	7.9
2986	平岡 218(重量検問所)	-11.3	8.4	-4.7	-0.5	9.5
IZ-1	大森 2364-2(印西市役所)	-11.9	4.3	-4.8	2.6	7.2
IZ-2	大森 425(古新田青年館)	-11.2	6.3	-4.9	4.1	7.0
IZ-3	大森7(習志野カントリー)	-11.5	6.1	-4.7	3.0	8.8
IZ-4	船尾 1449(船穂中学校)	-11.5	5.4	-4.7	2.6	8.0
IZ-5	船尾 1292(船穂小学校)	-12.2	5.8	-4.4	3.4	7.3
IZ-10	武西 148-1(安養寺隣火の見下)	-13.1	6.4	-4.8	1.1	6.8

備考)変動量の値は前年値からの変動量を記載

資料:千葉県「水準測量成果表」

騒音・振動

■ 道路交通騒音

測定年度	地 点 名	騒音レベル Leq(dB)		環境基準(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H15	千葉竜ヶ崎線【A地域】船穂中学校前	71	68	※70	※65
H16	市道 00-005 号線【B地域】小林コミュニティープラザ	68	61	65	60
H17	千葉竜ヶ崎線【B地域】木下 1401-45 付近	74	72	※70	※65
H18	市川印西線【地域指定なし】(浦部 588-3 付近)	73	70	※70	※65
H19	国道 464 号【A地域】原山二丁目地内	74	71	※70	※65

資料:生活環境課

※平成 15、17～19 年度は、測定地点が県道及び国道のため、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較した。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道に当たっては4車線以上の区間に限る。)に適用する。

■ 道路交通振動

測定年度	地 点 名	振動レベル(dB)		要請限度(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H15	千葉竜ヶ崎線【第1種区域】船穂中学校前	46	42	65	60
H16	市道 00-005 号線【第1種区域】 小林コミュニティープラザ前	33	31	65	60
H17	千葉竜ヶ崎線【第1種区域】木下 1401-45 付近	51	46	65	60
H18	市川印西線【区域指定なし】(浦部 588-3 付近)	54	46	※65	※60
H19	国道 464 号【第1種区域】原山二丁目地内	50	46	65	60

※平成 18 年度市川印西線は、区域指定がないため、第1種区域の要請限度と比較した。

資料:生活環境課

ダイオキシン類

■ 大気

地点名	毒性当量 年平均値(pg-TEQ/m ³)					環境基準 (pg-TEQ/m ³)
	H15	H16	H17	H18	H19	
印西市役所屋上	0.12	0.095	0.065	0.025	0.058	0.60 以下
ふれあい文化館	0.12	0.10	0.070	—	—	
高花	0.08	0.10	0.051	0.079	0.044	
木刈中学校	0.12	0.10	0.078	0.033	—	
小林小学校	—	0.095	0.060	0.024	0.067	

資料:生活環境課

■ 地下水

測定年度	地点名	毒性当量(pg-TEQ/l)	環境基準 (pg-TEQ/l)
H15	草深小学校	0.026	1以下
H16	船穂小学校	0.065	
H17	永治小学校	0.074	
H18	印西中学校	0.18	
H19	木下小学校	0.069	

資料:生活環境課

■ 土壌

測定年度	地点名	毒性当量(pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
H15	高花小学校	0.69	1,000 以下
H16	大塚前公園	0.53	
H17	内野北児童公園	3.2	
H18	小林北小学校	0.0023	
H19	木下小学校	0.0025	

資料:生活環境課

■ クリーンセンターの排気口

地点名	毒性当量(ng-TEQ/Nm ³)					排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)
	H15 平均値	H16 平均値	H17 平均値	H18 平均値	H19 平均値	
印西クリーンセンター1号炉	0.25	0.0014	0.015	0.0094	0.056	1 以下
” 2号炉	0.062	0.0082	0.025	0.050	0.069	
” 3号炉	0.14	0.00044	0.034	0.018	0.021	

資料:印西地区環境整備事業組合

苦情受付件数

	典型7公害(件)							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H15	13	5	1	12	2	0	28	15	76
H16	46	5	1	8	0	0	11	123	194
H17	34	0	1	8	0	0	21	3	67
H18	42	4	0	5	0	0	4	2	57
H19	17	3	1	6	1	0	9	6	43

資料:生活環境課

廃棄物

	H15	H16	H17	H18	H19	印西市ごみ減量化 計画目標値
一人1日当たり ごみの排出量(g)	930	923	956	1,018	1,001	866
市資源化率(%)	21	20	20	19	18	21
総資源化率(%)	27	27	26	25	25	28

資料:生活環境課

ごみ処理の状況

項目		年度	H15	H16	H17	H18	H19
平均人口(人)			61,323	61,377	61,774	61,799	61,981
排出量 (t)	一般家庭	可燃	11,304	11,166	11,422	11,455	11,134
		不燃	383	366	361	392	376
		粗大	835	782	847	851	800
		資源	4,389	4,229	4,255	4,274	4,106
		計	16,911	16,543	16,885	16,972	16,416
	事業系ごみ	3,912	4,130	4,663	5,983	6,229	
	合計	20,823	20,673	21,548	22,955	22,645	
一人1日当たり排出量(g)			930	923	956	1,018	1,001

し尿処理の状況

項目 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19
生し尿(kl)	909.58	875.36	879.65	714.18	718.91
浄化槽汚泥(kl)	2,387.58	2,070.33	2,354.62	2,594.73	2,651.38
総収集量(kl)	3,297.16	2,945.69	3,234.27	3,308.91	3,370.29
非水洗化世帯数(世帯)	3,291	3,293	3,295	3,318	3,193
非水洗化人口(人)	10,416	10,348	10,090	9,998	9,600

不法投棄の発生件数

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数(件)				
	H15	H16	H17	H18	H19
家具	4	0	0	0	2
家電製品	39	41	20	12	1
引越ごみ	3	8	2	5	2
家屋・建設廃材	8	5	9	2	1
家庭ごみ	41	30	22	11	5
自動車・自動車部品	10	11	3	3	2
残土・ガラ類	7	10	1	2	6
タタミ	5	3	0	0	0
草木類	0	1	1	2	0
塗料缶類	2	1	0	0	0
廃プラ類	0	1	0	1	0
その他	19	11	4	8	2
合計	138	122	62	46	21

町営塵芥焼却場跡地の環境調査 調査結果

■ 臭気及び湧出ガス

地点名		H19				基準			
		No.3	No.6	No.8	No.9	(*2) 臭気指数	(*3) 特定悪臭物質規制基準	(*4) 安衛法管理濃度	(*5) 日本産業衛生学会許容濃度
臭気分析	臭気指数	14 ^{注1}	16 ^{注1}	14 ^{注1}	12	14~20 (10~21)	—	—	—
	臭気濃度	23	41	23	17	—	—	—	—
湧出ガス分析	硫化水素 (ppm)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	0.02~0.2	10以下	10以下
	アンモニア (ppm)	<1	<1	<1	<1	—	1~5	—	25以下
	メタン (可燃性ガス) (%) (*11)	<0.05	0.15	1.5	<0.05	—	—	—	—
	%LEL (*1)	<1	3	30	<1	—	—	—	—

【臭気指数】

注1: 基準を超過した項目(14以上~20未満)

調査地点No.は、観測井No.と同地点。調査地点位置図は資料編 P.10を参照。

備考(*1) %LEL: 爆発下限界濃度

- (*2) 「悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について(平成7年9月 環大企第286号)」別表2に示されている廃棄物最終処分場の臭気強度 2.5~3.5 に対応する臭気指数の範囲。カッコ内の数値は、おおむね全ての業種を網羅した場合の臭気強度 2.5~3.5 に対応する臭気指数の範囲であり、「悪臭防止法施行規則(昭和47年5月 総理府令第39号)」に定める敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲である。
- (*3) 「悪臭防止法施行規則(昭和47年5月 総理府令第39号)」に示されている敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規則基準の範囲。
- (*4) 「労働安全衛生法(昭和47年6月 法律第57号)」に基づく「作業環境評価基準(昭和63年 労働省告示第79号)」に示されている管理濃度。
- (*5) 「許容濃度等の勧告(1997)(日本産業衛生学会)」産業医学、39、第4、129(1997)
労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に厳しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。
*ただし、勧告は毎年更新される。
- (*6) アメリカ産業衛生専門家会議(ACGIH)の勧告する時間加重平均濃度(TLV-TWA)
1日8時間、1週40時間の時間加重平均濃度。この濃度ではほとんど全ての労働者は毎日繰り返し暴露しても健康に悪影響を受けない。
- (*7) アメリカ産業衛生専門家会議(ACGIH)の勧告する短時間暴露限度(TLV-STEL)
連続した暴露が1回15分以内、1日4回を超えないこと、また暴露の間隔は60分以上である場合で被害を被らない濃度。この濃度はどの15分間の時にも超えてはならない。
- (*8) 「労働安全衛生規則(昭和47年9月 労働省令第32号)」に示されている“地下作業場等の可燃性ガス濃度”及び“坑内の炭酸ガス濃度”
- (*9) 「酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月 労働省令第42号)」に示されている“換気を必要とする濃度”
- (*10) 爆発限界: 可燃気体と空気の混合気体が爆発する低極限と高極限の範囲。
- (*11) メタン(可燃性ガス)の値(%)は、携帯式ガス検知器での爆発下限界濃度の測定値(%LEL)から換算した。

■ 水質

● 観測井 No.1～No.9

計量の対象 (単位:mg/l)	地点名	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
	調査実施日	H19.8.30				
カドミウム		—	—	—	—	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった。
全シアン		—	—	—	—	
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
六価クロム		—	—	—	—	
砒素		0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
総水銀		—	—	—	—	
アルキル水銀		—	—	—	—	
PCB		—	—	—	—	
ジクロロメタン		—	—	—	—	
四塩化炭素		—	—	—	—	
1,2-ジクロロエタン		—	—	—	—	
1,1-ジクロロエチレン		—	—	—	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン		—	—	—	—	
1,1,2-トリクロロエタン		—	—	—	—	
トリクロロエチレン		—	—	—	—	
テトラクロロエチレン		—	—	—	—	
1,3-ジクロロプロペン		—	—	—	—	
チウラム		—	—	—	—	
シマジン		—	—	—	—	
チオベンカルブ		—	—	—	—	
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン		—	—	—	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		<0.1	0.6	<0.1	<0.1	
ふっ素		0.08	<0.05	<0.05	<0.05	
ほう素		0.1	0.2	0.8	0.3	

※判定基準:地下水の水質汚濁に係わる環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号平成11年2月22日改正)

■:基準を超過した項目

調査地点位置図は資料編 P.9参照

No.6	No.7	No.8	No.9	基準	定量下限値
H19.12.18	H19.8.30				
—	—	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった。	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった。	0.01 以下	0.001
—	—			検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005			0.01 以下	0.005
—	—			0.05 以下	0.01
0.003	<0.001			0.01 以下	0.001
—	—			0.0005 以下	0.0005
—	—			検出されないこと	0.0005
—	—			検出されないこと	0.0005
—	—			0.02 以下	0.002
—	—			0.002 以下	0.0002
—	—			0.004 以下	0.0004
—	—			0.02 以下	0.002
<0.004	<0.004			0.04 以下	0.004
—	—			1 以下	0.1
—	—			0.006 以下	0.0006
—	—			0.03 以下	0.003
—	—			0.01 以下	0.001
—	—			0.002 以下	0.0002
—	—			0.006 以下	0.0006
—	—			0.003 以下	0.0003
—	—			0.002 以下	0.002
<0.001	<0.001			0.01 以下	0.001
—	—			0.01 以下	0.001
<0.1	0.5			10 以下	0.1
<0.05	<0.05			0.8 以下	0.05
0.5	2.3			1 以下	0.1

資料：平成 19 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

■ 水質

● 観測井 No.10-1~No.12-2

計量の対象 (単位:mg/l)	地点名 調査実施日	No.10-1		No.11-1		No.11-2
		H19.8.30	H19.12.18	H19.8.30	H19.12.18	H19.8.30
カドミウム		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素		0.003	0.002	0.002	0.002	<0.001
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		<0.1	<0.1	0.5	<0.1	<0.1
ふっ素		0.22	0.11	<0.05	<0.05	0.05
ほう素		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

※判定基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号平成11年2月22日改正)
調査地点位置図は資料編P.9参照

No.11-2	No.12-1		No.12-2		基準	定量下限値
H19.12.18	H19.8.30	H19.12.18	H19.8.30	H19.12.18		
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	0.005
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	0.01
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	0.0004
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.004
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.003
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	0.0003
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002 以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.1	0.4	<0.1	0.4	<0.1	10 以下	0.1
<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.8 以下	0.05
<0.1	0.2	0.2	0.4	0.4	1 以下	0.1

資料：平成 19 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

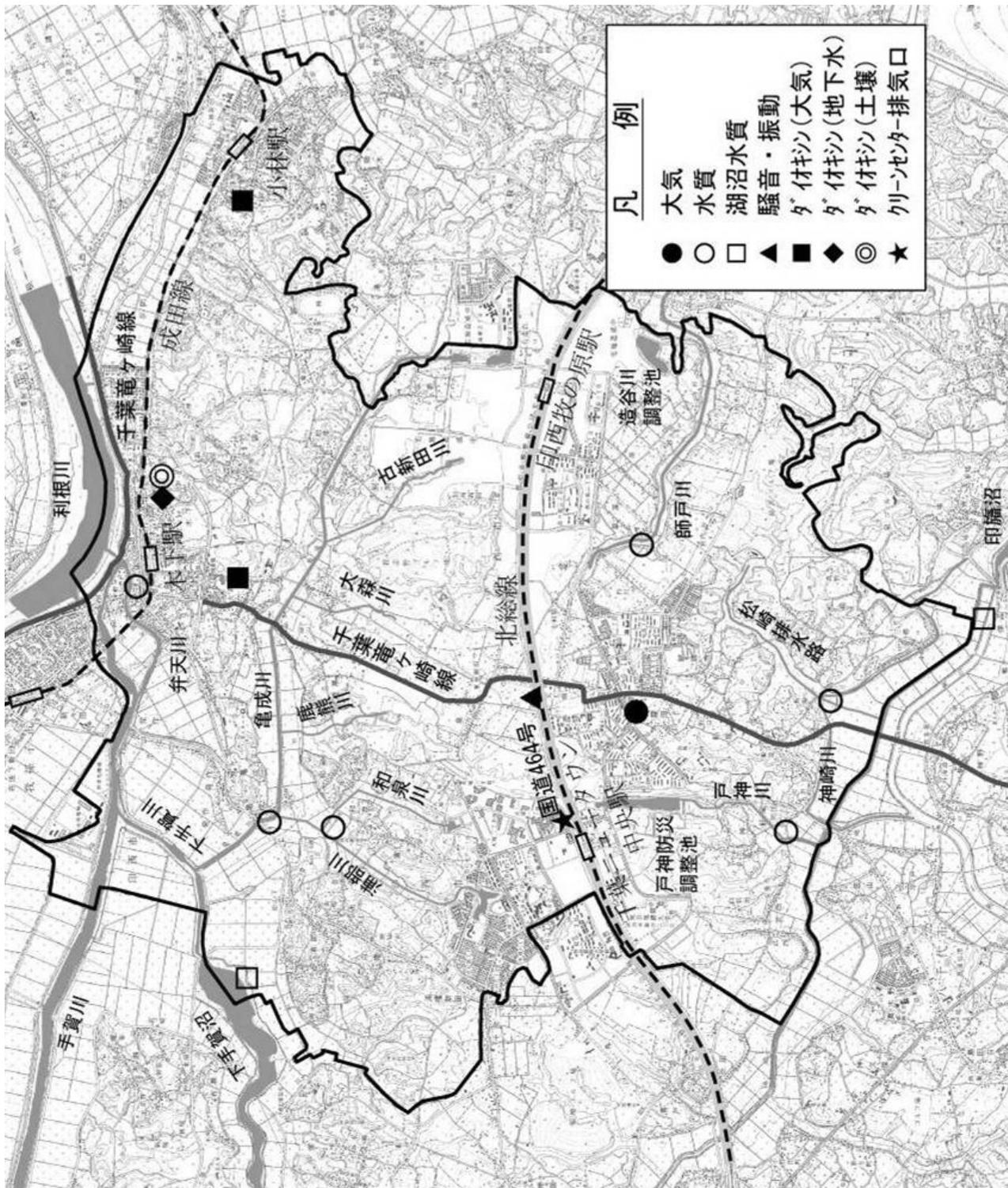
■ 水質

●湧水 No.1～井戸

計量の対象 (単位:mg/l)	地点名	湧水No.1	湧水No.2	池	場内既存井戸	基準	定量下限値
	調査実施日	H19.8.30					
カドミウム	—	—	—	—	<0.001	0.01 以下	0.001
全シアン	—	—	—	—	不検出	検出されないこと	0.05
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	0.005
六価クロム	—	—	—	—	<0.01	0.05 以下	0.01
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01 以下	0.001
総水銀	—	—	—	—	<0.0005	0.0005 以下	0.0005
アルキル水銀	—	—	—	—	不検出	検出されないこと	0.0005
PCB	—	—	—	—	不検出	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	—	—	—	—	<0.002	0.02 以下	0.002
四塩化炭素	—	—	—	—	<0.0002	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	<0.0004	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	<0.002	0.02 以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	<0.1	1 以下	0.1
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	<0.0006	0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	—	—	—	—	<0.003	0.03 以下	0.003
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	<0.001	0.01 以下	0.001
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	<0.0002	0.002 以下	0.0002
チウラム	—	—	—	—	<0.0006	0.006 以下	0.0006
シマジン	—	—	—	—	<0.0003	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	—	—	—	—	<0.002	0.002 以下	0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
セレン	—	—	—	—	<0.001	0.01 以下	0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.5	0.5	2.2	<0.1	<0.1	10 以下	0.1
ふっ素	<0.05	0.11	0.09	0.05	0.05	0.8 以下	0.05
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1

※判定基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号平成11年2月22日改正)
調査地点位置図は資料編 P.9参照

資料:平成19年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書



環境指標の進捗状況(基本目標②)に伴う調査の調査地点位置図

アスベスト

■ 市内公共施設吹付け材(断熱材含む)アスベスト含有調査結果

市では、平成 17 年 11 月に各施設で使用されている飛散性の高いと言われる吹付け材の使用状況及びアスベスト含有の有無について調査を行い、その調査結果を報告しました。

また、平成 18 年 8 月にアスベスト含有基準が見直しされたこと、平成 20 年 2 月にアスベスト含有調査の対象となるアスベストが追加されたことを踏まえ、再調査を行いました。

なお、市庁舎の天井材で使用されている吹付け材は、平成 17 年度に含有無しで報告しましたが、再調査の結果、アスベストの含有が確認されたことにより庁舎改修工事にあわせて除去する予定です。

No.	施設名	吹付け材	使用箇所	分析調査結果	濃度測定結果	対処の方向	
1	市庁舎	S51.	ひる石	大会議場、議場、会議室等 全 24 箇所	●	○	改修工事で除去 H20～22
2	木下保育園	S53.	ひる石	階段室天井	○		
3	中央保健センター	S54.	ひる石	玄関ホール、講堂、廊下天井	○		含有、H19 除去済み
4	フレンドリープラザ	H8.	ロックウール	2階図書室、廊下天井	○		
5	松山下公園(野球場)	H9.	ロックウール	入り口上部	△		囲込み状態で 飛散の恐れ無し
6	収集センター	H7.	ロックウール	フロア室、コンテナ、機械室 天井	○		
7	大塚前公園	H6.	ひる石	トイレ天井	○		
8	木下小学校	H7.	ロックウール	体育倉庫	○		
		H10.	ロックウール	給食室	○		
9	小林小学校	S57.	ひる石	玄関、校長室、音楽室	○		含有、H19 除去済み
10	大森小学校	H13.	ロックウール	配膳室	○		
11	内野小学校	S59.	ひる石	校舎階段裏、体育館器具庫 天井	○		
			ロックウール	プール機械室、入り口天井	○		
12	小倉台小学校	H7.	ロックウール	増築棟2階屋根鉄骨	○		
13	木刈中学校	H3.3	ロックウール	増築棟屋根鉄骨	△		囲込み状態で 飛散の恐れ無し
		H4.1	ひる石	柔剣道場	○		
14	原山中学校	H2.	ロックウール	昇降口天井内鉄骨	○		
		H5.	ひる石	柔剣道場玄関天井	○		
15	中央公民館	S54.	ひる石	講堂、ロビー、視聴覚室、和室、EV ホール、天井コーナー、階段室	●	○	濃度測定、目視に よる定期点検を実施
16	中央駅前公民館	S62.	ロックウール	屋根鉄骨	○		
17	そうふけ公民館	H10.	ロックウール	屋根鉄骨、多目的室階段壁	○		
18	船穂小学校ポンプ室	S47.	断熱材	ポンプ室	○		
19	そうふけふれあいの里	S54.	断熱材	油類庫	○		

【分析調査結果について】

○: 含有無し(分析調査、メーカー・製品より判断できたもの)

●: 含有あり(分析調査、メーカー・製品より判断できたもの)

△: 囲い込み状態にあり、飛散の恐れがない状態。

※ 含有ありとは、その部材の重量の 0.1%を超えてアスベストを含まれることをいいます。

【濃度測定結果について】

○: 飛散の恐れ無し(飛散の恐れ無しとは1リットルの大気中に浮遊するアスベストの繊維が基準値以下。)

※ 基準値としては、大気汚染防止法施行規則の、特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準である、

1 リットルの大気中にアスベスト繊維が 10 本以下であることを基準値としています。

詳しい内容は市役所ホームページをご覧ください。<http://www.city.inzai.chiba.jp/toppage/web-content/index.html>